

御船町復興祭事業運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

御船町復興祭を開催し、熊本地震で犠牲になった方への慰霊式、復興の鐘の除幕式、復興イベントを開催することで犠牲者を慰霊するとともに、熊本地震発災直後からカウンターパートとしてお世話になった山口県庁職員へ感謝の意を伝え、町の復旧とさらなる創造的復興、さらにその先を見据えてスタートを切ることを対外的に示すことを目的とする。

本プロポーザルは、事業の円滑な運営を行う優れた事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 委託番号

御企委第2号

(2) 業務委託名

御船町復興祭事業運営業務委託

(3) 業務内容

別紙「御船町復興祭事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書）」のとおりに

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和4年10月31日まで

(5) 契約金額

契約上限金額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 問い合わせ・書類提出先

御船町 企画財政課 企画政策室（担当：後藤 俊）

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1

電話 096-282-1280 FAX 096-282-2803

E-mail kikaku@town.mifune.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
 - ・国又は地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税、市町村税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 御船町暴力団排除条例（平成 23 年御船町条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員に該当しないほか、これらと密接な関係を有していないこと。
- (6) 複数の法人でグループを構成して申込みする場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表団体を選出し、応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
- イ 申込書の記名押印等については、各団体の代表者全員が行うこと。
- ウ 一申込者一提案
- 申込みについては、一申込者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申込を行うことはできない。
- なお、代表団体及びその構成員は上記の（1）～（5）のすべてを満たすこととする。

5 契約締結までのスケジュール

項目	日程
募集開始	令和 4 年 9 月 16 日（金）
質疑受付期間	令和 4 年 9 月 16 日（金）～ 9 月 29 日（水）
質疑回答期間	令和 4 年 9 月 20 日（火）～ 9 月 30 日（金）
募集締切・企画提案書提出期限	令和 4 年 9 月 30 日（金）

企画提案書審査会議	令和4年10月4日（火）
結果通知	令和4年10月7日（金）予定
委託契約締結	契約者決定後、速やかに

6 参加申込み

（1）提出書類

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 会社概要
 - ※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること
- ・ 登記事項証明書（写し可）
- ・ 直近一事業年度分の貸貸借対照表及び損益計算書の写し
- ・ 国税、県税、市町村税等の納税証明書（写し可）

（2）提出部数

各1部

（3）提出方法

「3 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当宛に持参、郵送により提出すること。

（4）提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時必着

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

（5）参加資格の可否及び喪失

参加資格の確認については、申込書等の提出期限日を持って行うものとし、参加資格がないと認められた場合には、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7 企画提案書の提出

本実施要領及び別添仕様書等の各規定を踏まえて、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・企画提出書（様式2）
- ・企画提案書（任意様式、10 ページ以内で、構成は「11 評価項目及び審査基準」の「企画・提案の内容」に沿ったものとする）
※正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とする。
- ・見積書（任意様式）
※見積金額の算定基礎（経費項目）が分かるように記載し、見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出部数

- ・正：1部（表紙及び各見積に社員が押されたもの）
副：5部（正の写し）
※ただし、副本は参加者が特定できる記載は行わないこととし、所在地や商号又は名称、代表者職氏名、担当部署等の記載を省くこと。

(3) 提出方法

「3 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当宛に持参、郵送により提出すること。

(4) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時必着
※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
※書類不備による再提出及び修正を含む。

8 質問の受付・回答

(1) 提出書類

- ・質問書（様式3）

(2) 提出方法

「3 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当あてに電子メールにて送信すること。電子メール以外での質問については受け付けない。

(3) 受付期限

令和4年9月29日（木）午後5時必着
質問書に対する回答書は、随時町ホームページに提示し、個別には回答しない。

9 提案辞退

参加申込書及び企画提案書等を提出後、参加を取りやめる場合は、辞退届を提出すること。また、期限内に企画提案書等の提出が無い場合は失格とする。

(1) 提出書類

- ・ 辞退届（様式4）

(2) 提出方法

「3 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当宛に持参、郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和4年9月30日（火）午後5時必着

10 選考方法

御船町復興祭事業運営業務委託候補者選定委員会（以下、選定委員会）において、提出書類による審査を行い、決定する。

(1) 選考結果

最適提案者選定後、提案書記載の住所あてに選定又は非選定の結果を文書にて通知するとともに、町ホームページにおいて選定事業者名を公表する。

11 評価項目及び評価基準

企画提案書は、仕様書における「7 業務内容」について評価するが、特に（4）の内容について次のとおり評価する。

項目	内容
体制	① 事業所の概要 ② 事業実施に係る組織体制等
企画・提案の内容	① 各イベントの企画・提案・調整 ② スケジュール管理
経費	全体経費等の妥当性

12 契約

- (1) 受託候補者と業務内容について協議を行い、詳細が確定したうえで、契約の締結を行う。
- (2) 受託候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の

者を受託候補者として契約締結の交渉を行う。

1 3 その他

- (1) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出が無い場合又は、辞退届の提出があった場合は、参加資格を失う。
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載したことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、委託契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。
- (3) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、本プロポーザル以外のものには使用しない。
- (5) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。